○秩父市若者移住者（IJUターン）就職奨励金交付要綱

平成３１年３月１９日

告示第３８号

（趣旨）

第１条　この告示は、IJUターンによる若者の市内企業等への正規雇用による就職を奨励し、市内企業等の人材確保を図るとともに、移住に伴う生活基盤の確立を支援することにより、本市への定住を促進するため、予算の範囲内において秩父市若者移住者（IJUターン）就職奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 若者移住者（IJUターン）　秩父郡市外（東秩父村を含む。以下同じ。）に継続して１年以上住所を有した後、秩父郡市外から市内に転入し、転入をした日（以下「転入日」という。）における年齢が満４５歳以下であるものをいう。

(2) 市内企業等　市内に事業所を有する法人又は個人の事業所をいう。ただし、国、県、市その他の地方公共団体及び独立行政法人、地方独立行政法人その他これらに準じる公共的団体を除く。

(3) 正規雇用　次のいずれにも該当する形態による雇用をいう。

ア 期間の定めがないこと。

イ １週間の所定労働時間が３０時間以上であること。

ウ 社会保険（厚生年金保険又は健康保険をいう。）の被保険者であること。

(4) 賃貸住宅　住宅家屋の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住用に供する住宅をいう。ただし、社宅、官舎、寮その他これに類する住宅及び２親等以内の親族が所有する住宅を除く。

（奨励金の交付対象者）

第３条　奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する若者移住者（IJUターン）をいう。

(1) ２年以上引き続き市内に居住しようとする者

(2) 市内企業等に平成３１年４月１日以後新たに正規雇用により就職をした者（出向、派遣又は転勤によるものを除く。）

(3) 前号の規定による就職をした日（試用期間等を設けた有期雇用契約については、その後期間の定めのない正規雇用となった場合に限り、試用期間等の初日を正規雇用により就職をした日とみなすものとする。）が転入日の６か月前から３か月後までにある者

(4) 自己の居住の用に供する賃貸住宅に係る賃貸借契約を締結した者であって、自らその家賃の支払をする者

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としないものとする。

(1) 市税等を滞納している者

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(3) その他市長が適当でないと認める者

（奨励金の額）

第４条　奨励金の額は、２０万円とする。

（奨励金の交付申請）

第５条　奨励金の交付を受けようとする若者移住者（以下「交付申請者」という。）は、転入日又は正規雇用となった日のいずれか遅い日から１年を経過する日までに、秩父市若者移住者（IJUターン）就職奨励金交付申請書（様式第１号）にそれぞれ関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第６条　市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは秩父市若者移住者（IJUターン）就職奨励金交付決定通知書（様式第２号）により、奨励金を交付すべきでないと認めたときは秩父市若者移住者（IJUターン）就職奨励金不交付決定通知書（様式第３号）により当該交付申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による交付決定に当たり、奨励金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（奨励金の交付請求）

第７条　前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに秩父市若者移住者（IJUターン）就職奨励金請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付決定の取消し）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、奨励金の交付決定又は交付を受けたとき。

(2) この告示の規定又は奨励金の交付決定に付した条件に違反したとき。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（奨励金の返還）

第９条　市長は、前条の規定により、交付決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めて当該取消しに係る部分の奨励金について、その返還を命ずるものとする。

２　交付決定の一部を取り消した場合の奨励金の返還額は、第３条第１項第１号に規定する市内居住期間を勘案して別に市長が定める。

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

秩父市若者移住者(ＩＪＵターン)就職奨励金交付申請書

年　　月　　日

秩父市長　　様

申請者　住　　所

氏　　名　　印

電話番号

秩父市若者移住者(ＩＪＵターン)就職奨励金の交付を受けたいので、秩父市若者移住者(ＩＪＵターン)就職奨励金交付要綱第５条の規定により次のとおり申請します。

生　年　月　日	年　　月　　日(転入日における年齢　　歳)
転　入　日	年　　月　　日
転入前の住所	
転入前の住所地における居住期間	
正規雇用により就職をした市内企業等の名称及び所在地等	(名称) (所在地) 電話番号　　－　　－
就職をした日	年　　月　　日
交付申請額	円

※ 添付書類

(1) 雇用契約書若しくは雇入れ通知書又はこれらに類する書類の写し
(2) 就労証明書（別紙1）
(3) 申請者及び世帯員の住民票の写し
(4) 申請者の戸籍の附票の写し(転入前１年間の住所地がわかるもの)
(5) 賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し
(6) 健康保険証の写し
(7) 誓約書兼同意書(別紙2)
(8) 本市転入前の住所地における未納税額のないことを証明する書類

（別紙 1）

就労証明書

勤務者住所	
勤務者氏名	
雇用年月日 （正規雇用をした日）	年　　月　　日
試用期間	年　月　日 ～　　年　月　日
勤務先の名称 及び所在地等	（名称） （所在地） 電話番号　　－　　－
雇用形態	□　期間の定めがない □　1 週間の所定労働時間が 30 時間以上である □　社会保険の被保険者である

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明年月日　　年　月　日

事業所又は
事務所の所在地

事業所名

代表者　　印

電話番号

担当者名

備考

1　法人又は事業所の代表者により証明してください。印鑑については、社判及び代表者印を使用してください。

2　この証明を訂正する場合は、証明をする者の印と同一の訂正印を押印してください。

3　記載内容や勤務状況など、確認させていただく場合がありますのでご了承ください。

（別紙２）

誓約書兼同意書

年　　月　　日

秩父市長　　様

住　　所

氏　　名　　印

私は、秩父市に転入日から2年以上居住することを誓約します。

併せて、秩父市若者移住者（ＩＪＵターン）就職奨励金交付要綱第9条の規定により奨励金の返還を求められた場合には速やかに返還することを誓約します。

また、秩父市若者移住者（ＩＪＵターン）就職奨励金の交付に関する審査及び調査のため、秩父市長が私の住民登録情報及び市税納税状況並びに就労の状況について、市役所関係課及び勤務先に確認することに同意します。

様式第2号(第6条関係)

年　　月　　日

様

秩父市長　　印

秩父市若者移住者(ＩＪＵターン)就職奨励金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった秩父市若者移住者(ＩＪＵターン)就職奨励金については、次のとおり交付することに決定したので、秩父市若者移住者(ＩＪＵターン)就職奨励金交付要綱第６条第１項の規定により通知します。

1　奨励金交付決定額　　金　　円

2　交付の条件

様式第3号(第6条関係)

年　　月　　日

様

秩父市長　　印

秩父市若者移住者(ＩＪＵターン)就職奨励金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のあった秩父市若者移住者(ＩＪＵターン)就職奨励金については、次のとおり交付しないことに決定したので、秩父市若者移住者(ＩＪＵターン)就職奨励金交付要綱第６条第１項の規定により通知します。

不交付の理由

様式第4号(第7条関係)

秩父市若者移住者（ＩＪＵターン）就職奨励金請求書

年　　月　　日

秩父市長　　様

請求者　住　　所

氏　　名　　印

電話番号

年　　月　　日付け　　―　　で交付決定があった秩父市若者移住者(ＩＪＵターン）就職奨励金について、秩父市若者移住者（ＩＪＵターン）就職奨励金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり請求します。

1　助成金請求額　　円

2　振込先

金融機関名		支店名	
フリガナ			
口座名義			
種別	当座・普通	口座番号	

様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第６条関係）

様式第３号（第６条関係）

様式第４号（第７条関係）